

平成31年2月15日

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局民事局第三課長 成田晋司

元号の改定に伴う執行官事務の取扱いについて（事務連絡）

元号の改定に伴う標記の事務の取扱いについては、下記によってください。

記

- 1 新元号は、元号を改める政令が施行される日から使用する。
- 2 事件関係の帳簿及び物品保管票（以下「帳簿等」という。）の備付けについては、元号の改定に伴って別冊とする必要はない。
 - 3 帳簿等の記載については、次のとおりとする。
 - (1) 新元号の初年度の表示は、「元年」とする。
 - (2) 事件番号等の年度の始めから登載順に通し番号を記載するとされている番号は、司法年度の終期（12月31日）まで従前の番号に連続する番号を記載する。例えば、執行官室に備え付けられた強制執行等事件簿において元号の改定前最後に登載された金銭債権についての動産に対する強制執行事件の事件番号が100号である場合、元号の改定後最初に登載される金銭債権についての動産に対する強制執行事件は、次のように表示されることとなる。

（新元号）元年（執イ）第101号
 - 4 3の(1)にかかわらず、業務系システムの仕様により新元号の初年度の表示が「1年」となるものについては、これを「元年」と訂正等する必要はない。